7 報告書等の取扱

測定依頼をいただいたガラスバッジやガラスリングおよびDOSIRISは、線量等を算定し、結果を「個人線量算定値報告書」「個人用報告書」「個人線量算定値管理票」、複数の線量計を装着した場合は併せて「個人線量測定値報告書」「個人線量測定値管理票」（環境用は「環境線量測定報告書」）としてご報告いたします。

評価・認定

弊社がご報告した線量が、お客様における放射線の作業環境等に照らし合わせて適切な値であるかどうかの評価、およびご使用者が受けた放射線の量としての認定を行ってください。（55頁個人放射線被ばく線量測定サービス規約第7条参照）

「個人線量算定値報告書」「個人線量測定値報告書」（作業管理用）の取扱 ―

- 個人線量が過去の実績に比べて異常に高い値を示している方がいるかどうかをご確認ください。このような場合には、その原因が何によるものであるかを追跡調査し、改善を行う必要があります。
- 受けた線量を経過率で除して年限度に近づく方がいるかご確認ください。このような場合には、作業方法を変更する必要があります。
- 線量限度を超えている方がいるかご確認ください。このような場合には、遅滞なくその方に健康診断を受けさせる必要があります。
- ご使用者全員の個人線量が増加の傾向にあるか減少の傾向にあるかについて、実効線量の合計値および平均値の変化により把握してください。常に増加の傾向にある場合は、施設または作業方法にご配慮ください。
- 報告書は時系列にファイルしてください。

― 放射線管理責任者の方へ ―

（1）ご報告した個人線量がご使用になった作業環境等（作業場所における放射線の強度・温度・湿度など）の状況に照らし合わせて適切であるか評価をしてください。
（2）適切であると評価された個人線量をご使用者の受けた放射線の量として認定し、確認印欄にご捺印ください。

【認定線量を別に定めた場合】
弊社からご報告した内容と異なる線量を認定された場合（例：放射線の多い場所に置き忘れたとき、間違った部位につけたとき）、その数値を速やかに弊社指定の書式「認定線量登録依頼書」を用いてご連絡ください。弊社にて審査のうえ、認定線量をその期間の個人線量として登録し、コンピュータで管理いたします。登録後に、取り消しの報告書と、お客様が認定された線量が記載された報告書を送付いたします。なお、ご報告した測定値は変更できかねますのでご了承願います。

【個人線量登録】
お客様のご依頼により、弊社システムに登録されていない期間について個人線量の累積値を登録することができます。弊社指定の書式「個人線量登録申込書」を用いてご連絡ください。弊社にて審査のうえ、その期間の個人線量の累積値として登録し、コンピュータで管理いたします。なお、登録日時点で弊社システムに線量計の登録が設定されているご使用者であることが条件となります。

「個人用報告書」（個人配付用）の取扱

個人配付用の報告書です。各個人へ報告値を通知されるときにご利用ください。
なお、環境用ガラスバッジは出力対象外となります。

— 放射線管理責任者の方へ —

（1）報告書の値が適切であると認定された場合は、確認印欄にご捺印ください。
（2）ご使用者毎に切りはなし配付してください。

「個人線量算定値管理票」「個人線量測定値管理票」（保管用）の取扱

- 法令で定められている項目を網羅した帳票です。大切に保管してください。ただし、当該記録の対象の方が放射線業務従事者でなくなった場合、もしくは当該記録を5年間保管後に、これを指定する機関に引き渡す場合は、この限りではありません。

- 記録の引き渡し機関としては、平成22年3月29日文部科学省告示第54号および平成22年1月28日厚生労働省告示第35号により「公益財団法人放射線影響協会」が指定されています。

- 胸と手のように複数の線量計を装着された場合、「個人線量測定値管理票」を併せてお届けしますので、「個人線量算定値管理票」と同様に保管してください。

— 放射線管理責任者の方へ —

（1）管理票の値が適切であると認定された場合は、確認印欄にご捺印ください。
（2）管理票の写しを3ヵ月毎、各ご使用者に交付してください。
ただし、弊社の発行している個人用報告書を用いて通知している場合は除きます。

「環境線量測定報告書」（作業管理用・施設管理用）の取扱

- 環境測定の記録として大切に保管してください。
- 測定値が、過去の実績に比べて異常に高い値を示している場所があるかどうかを確認してください。このような場合は、その原因が何によるものであるかを追跡調査し、必要に応じて改善してください。
- 指定した境界の種類に応じて法令で定められた線量限度を報告書の実効線量欄に表示させることができます。
- 報告書は時系列にファイルしてください。

— 放射線管理責任者の方へ —

（1）ご報告した線量が放射線の作業等の状況に照らし合わせて適切な値であることの評価、および取付場所における放射線の量としての認定を行ってください。

（2）確認印欄にご捺印ください。

「放射線管理レポート」の取扱

ご使用された線量計の被ばくが判明した際、弊社の通報基準線量に基づき「放射線管理レポート」をFAXまたは、e-mail送付いたします。
なお、この「放射線管理レポート」は、後日報告いたします正規の結果報告書の内容を先行してご連絡することになりますので、管理上は結果報告書に基づいた対応をお願いいたします。

通報基準線量

- ケア線量連絡：ご注意いただきたい被ばくが判明したとき

項　　目	ご使用期間	ケア線量連絡基準値（mSv）
実効線量 眼の水晶体の 等価線量	2週間	0.8
	半月	1
	1ヵ月	1.6
腹部表面の等価線量	マティ管理登録時	0.1

- アラーム線量連絡：線量限度を超えないように警戒していただきたい被ばくが判明したとき

（アラーム連絡個別基準値を指定している場合を除く）

項　　目	アラーム線量連絡基準値（mSv）
実効線量の四半期計*1	4.0
実効線量の年度計	40
眼の水晶体の等価線量の年度計	40
皮膚の等価線量の年度計	400
腹部表面の等価線量の累積値*2	1.6
実効線量のブロック5年	80
眼の水晶体等価線量のブロック5年	80

＊1）3月管理をされている女性が対象
＊2）マティ期間の累積値

- 緊急報告：線量限度を超えたとき

項　　目	緊急報告基準値（mSv）
実効線量の四半期計*1	5.0
実効線量の年度計	50
眼の水晶体の等価線量の年度計	50
皮膚の等価線量の年度計	500
腹部表面の等価線量の累積値*2	2.0
実効線量のブロック5年	100
眼の水晶体等価線量のブロック5年	100

＊1）3月管理をされている女性が対象
＊2）マティ期間の累積値